選挙制度(案) 比較資料　＜太田案「中選挙区比例代表併用制」＞

1　制度の思想・考え方	選挙制度は民主主義の土台であり、海外ではオタク的とも思えるほど民意の反映に腐心している。しかし日本の現行の小選挙区制は、民意を切り捨て、かつ政党間の票の価値の平等を犠牲にしてまで二大政党制に誘導しようとしており、廃止しなければならない。また比例部分も、その議席配分の対象は政党に限定されており、無所属との対等な戦いになっておらず、非常に不公平である。これも正されねばならない。 なお当案は衆議院選挙に限定しない。参議院も同一の選挙制度であるべき。
2 制度の大枠	◆ 議員選出は、５以上の定数で均等化した中選挙区（以下「選挙区」と呼ぶ）と、全国一区の比例代表選挙区（以下「比例区」と呼ぶ）の２系統でおこなわれる。すべての候補者が両方に立候補する。 ◆ 全定数がまず選挙区に配分される。選挙区で当選圏（３でのべる本定数内）に入った候補者のうち、無所属候補者はそこで当選が確定する。 ◆ 残った当選圏の政党候補者の全選挙区合計数が比例区の定数となる。そして比例区の投票によって議席配分先が決まる。そのほとんどは政党への比例配分となろうが、まれに無所属候補者（選挙区当選者を除く）が受けることがあろう。
3 総定数とその配分	◆ 総定数は開票前の段階では仮の総定数とする。◆ 仮総定数を各選挙区に５以上の数でなるべく均等に配分する。これも仮の選挙区定数とする。 ◆ 開票の結果、投票者数当たりの仮定数が一番多い選挙区を基準に、仮定数の少ない選挙区の定数を、投票者数に比例して増やす。これは選挙区間の投票価値を平等化するためである。この措置によって各選挙区の本定数を決定する。各選挙区の本定数を全国合計したものを確定の総定数とする。 ◆ この確定総定数から選挙区当選者の合計数を差し引いた数が、結果的に比例区の定数となる。
4 選挙区の決め方	◆ 当初の仮総定数をもとに、５以上のなるべく均等な定数で、かつ有権者数に比例した定数になるようにしつつ、全国の選挙区を編成する。 ◆ 選挙区定数を５以上にするのは、無所属候補者がより当選しやすくなるよう配慮することによる。
5 候補者	◆ 政党候補者も無所属候補者も、すべての候補者が選挙区と比例区の双方に立候補する。 ◆ 政党の候補者名簿は非拘束名簿である。
6 投票方法	◆ 有権者は一人二票をもち、選挙区と比例区とそれぞれで投票する。いずれにおいても候補者名での投票となる。 ◆ 選挙区で落選した無所属候補者への票（選挙区における死に票）は、それらの票を投じた有権者が比例区で投票した候補者に移譲される。 ◆ 比例区での投票では第二希望の候補者名も記入することができる。ただし同一政党の候補者を記入してはならない。第一希望の無所属候補者または政党が議席を獲得できなかった場合、その死票を第二希望の候補者に委譲する。
7 当選・議席配分の決定方法	◆ 選挙区の当選者は定数内に順位をつけた無所属候補者である。◆ 比例区での政党の当選議席はその党の候補者の獲得票数の合計に比例して決まる。 ◆ 比例区の比例配分方式はヘア・ニーマイヤー式などをもちいる。その当選基数を無所属候補者にも適用する。それにより比例区での無所属候補者の当選も可能となる。
8 特記事項	選挙区と比例区がたすき掛けの特異な仕組み。どんな行動をさそうかが問題。
9 シミュレーシ	制度は人々（有権者、候補者、政党）の行動を何らかの方向に導くが、国際的にも

ョン	実例のない制度案なので、とくに多角的な行動シミュレーションが必要となる。

選挙制度(案) 比較資料　**＜桂案：参議院選挙「中選挙区・男女同数制」＞**

1　制度の思想・考え方	◆ 二院制のよりよい前進のために、「良識の府」という参議院の意義づけを重視する。良識の府であるためには、参議院議員のそれぞれが、政党や政権の立場から距離をおき、みずからの思想・信条・識見にもとづいて活動すること、かつすべての人がおこなっている個人の視点からの政治・社会のとらえ直しを大切にし、それを代表すること、この二つが基本的な要件である。したがって参議院議員の選挙は人物の選択を基本とすべきであり、それに適合した選挙制度にする必要がある。 ◆ 国会議員の男女の構成にはなはだしい片寄りがある現状は、人物選択を重視するとき、なおさら不条理・不合理なことになる。したがって参議院はこの問題について衆議院以上に優先的かつ根本的な解決をはからねばならない。
2　制度の大枠	◆ 各回の選挙において４～６議席を標準的な定数とした中選挙区制とし、その中で有権者は男性候補者への１票と女性候補者への１票と計２票を投じ、男女同数の参議院議員を選出する（選挙区の定数によっては２回を通して男女同数とする→４参照）。
3　総定数とその配分	◆ 適切な総定数が課題としてあることに留意しつつ、当案における総定数を２４０と仮定する。したがって男女の定数内訳は１２０づつとする。 ◆ 総定数を各ブロックに人口比で配分する。男女同数で配分するので、配分数は偶数となる。　◆ ブロックの編成は衆参共通の適切な編成とする。
4　選挙区の決め方	◆ 各ブロックに配分された定数にもとづき各ブロック内で選挙区を編成する。 ◆ 各選挙区の定数は、標準定数を８、１０、１２議席とする。半数改選なので、各回の選挙の標準定数は４、５、６議席となる。　◆ 選挙区の区割りにおいて１定数あたりの人口が標準人口（全国人口／総定数）の６７％～１３３％（２倍未満）になければならない。この範囲を１００％の方向に圧縮するよう、努力をつづけることとする。 ◆ 選挙区定数が上記例の１０議席のような場合、男女が５議席づつの奇数になる。この対処法としては２回の選挙で、男性２議席→３議席、女性３議席→２議席のように交互の設定により、通しで男女議席の同数化を図ることとする。 ◆ 全国の選挙区数は、標準定数を前提すれば、２０～３０選挙区となる。
5　候補者	◆ 各選挙区において、男女それぞれの定数をめざして、男性候補者と女性候補者が立つこととなる。 ◆ 政党が候補者を立てる場合、参議院の趣旨に沿って、公認でなく推薦にとどめるのが望ましい。その方向をとる政党がふえると思われるが、制度化するのは困難であり、政党公認候補者が出る可能性はのこる。
6　投票方法	◆ 有権者の投票は、各選挙区において男性候補者への１票と女性候補者への１票の、２票制とする。
7　当選・議席配分の決定方法	◆ 各選挙区内の男性枠、女性枠において、それぞれの定数内に順位をつけた候補者で、かつ法定得票ラインに達した者が当選者となる。
8　特記事項	比例制はとらないので、落選候補者の票はすべて死に票となる。したがってまとま

	った死に票（多いとき３０％台か）の発生が避けられない。
９ シミュレーション	現時点で実データをもちいたシミュレーションはまだ行なっていないが、実例は参院選の過去現在の中選挙区のほか、衆院の旧中選挙区制に多く、多角的検証が可能だ。

選挙制度(案) 比較資料　**＜桂案：衆議院選挙「比例代表中選挙区統合制」＞**

１ 制度の思想・考え方	衆議院は政党を主たる媒体として民意を反映させる場であり、したがって各政党に与えられる議席数は、その政党の得票数によく比例していなければならない。 そのことは政党の勢力構成が民意（投票）を受けて柔軟に再編されることにつながる。とはいえ一党独裁と小党乱立という両極にたいしては防止の仕組みをとる。常態としては、「上位２党への票の集中傾向をもった、ゆるやかな多党制」となろう。
２ 制度の大枠	◆ 総定数の大部分を中選挙区（２名区と３名区）で選出する。この選挙区での各政党ごとの得票を当落にかかわらず集計して各政党の全国得票とし、基本的にそれに比例して各政党の議席取得枠を定める。その枠をまず選挙区当選議席で埋め、のこりを追加的に配分される議席で埋める。　◆ 全体として比例代表制であり、その中に中選挙区が包含・統合されている。したがって並立制とも併用制とも異なる。
３ 総定数とその配分	◆ 適切な総定数が課題としてあることに留意しつつ、当案における総定数を４８０と仮定する。これを人口比でブロックに配分する。　◆ 各ブロックの定数を選挙区定数と追加配分定数に分ける。その配分比は ６２対３８ と ６３対３７ あたりを基本とする。全国の内訳は選挙区選出議席３００、追加配分議席１８０が目安となる。
４ 選挙区の決め方	◆ 各ブロックでそれぞれの選挙区定数をもとにして２人区と３人区の選挙区を編成する。両区をできるだけ同数に近づける。　◆ 各選挙区の１定数あたりの人口は標準人口（全国人口／全選挙区定数）の６７％～１３３％（２倍未満）の範囲内になければならない。　◆ 全国の選挙区数は、両区を同数にした場合、１２０選挙区となる。
５ 候補者	◆ すべての政党がすべての選挙区に候補者を立てることができる。ただし同一選挙区で１政党につき１候補者とする。無所属候補者はいずれか一つの選挙区に立候補できる。　◆ 政党は選挙区候補者のほかにブロック単位の候補者である広域候補者を立てることができる。広域候補者はそのブロック内全域で選挙運動できる。各政党の広域候補者数の上限は選挙区候補者数に対応して段階的に定める。
６ 投票方法	◆ 有権者の投票は選挙区候補者にたいする１票制とする。政党名での投票も可とし、その政党の候補者への投票としてあつかう。　◆ 政党の選挙区候補者の得票はその当落にかかわらず集計され、その党のブロック得票および全国得票となる。
７ 当選・議席配分の決定方法	◆ まず各選挙区において定数（２または３）内に順位をつけ、かつ法定得票数に達している候補者の当選が確定する。　◆ 追加配分議席の配分対象は得票率２％以上の政党とする。　◆ 総定数から得票率２％未満の政党と無所属の選挙区当選者数を差し引いた議席数を対象にして、得票率２％以上の政党のあいだで、それぞれの全国得票数に比例して取得議席枠が決められる。その際の比例配分計算は純比例式にもとづく。 ◆ 得票率２％以上の各政党の取得議席枠（全国段階）を、その政党のブロックごとの得票数に比例してブロック議席枠として分割する。それをその政党のブロック内の選挙区当選議席で埋める。その残りが追加議席の枠となる。そして所定の規定にもとず

	いて、選挙区当選者以外の候補者の中から追加配分議席の当選者（受任者）を決める。
８ 特記事項	中間的な選挙実施単位としてブロック制をとるが、比例配分は全国単位でおこなう。
９ シミュレーション	戦後おこなわれた三種の制度による計２６回の総選挙のうち、１１回の総選挙の実データでシミュレーションをした。すべて良好な比例状態となった。